

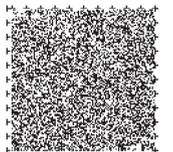
安心して
自分らしく
暮らして
いくために



品川区成年後見制度利用促進基本計画

2021（令和3）年度

この冊子には音声コード「Uni-Voice」が印刷されています。専用アプリ等で読み取ると、音声で内容が確認できます。
※裏表紙には音声コードは印刷されていません。



策定にあたって



区長あいさつ

近年、人生100年時代といわれており、子どもから高齢者、障害者など、すべての人が安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。

成年後見制度は、高齢者や障害者を支える制度として2000（平成12）年に施行され、品川区では、品川区社会福祉協議会と連携し、2002（平成14）年に品川成年後見センターを設置するなど、制度開始当初から全国的にも先進的な取り組みを進めてきました。現在においても、品川区と品川区社会福祉協議会という組織の枠を越えて、相談体制の充実を図っています。

成年後見制度を利用する際には、利用者本人やその身近な人が制度利用後のイメージを共有し、十分に納得したうえで利用を始めることが大切だと考えています。本計画をとおして、多くの方に成年後見制度への関心を持っていただき、生活の中で困りごとを抱えている人に対して適切な支援を届け、安心して自分らしく暮らし続けられるまちを区民の皆様とともに作りあげていけるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、パブリックコメントなどにより貴重なご意見をいただいた区民ならびに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

2021（令和3）年10月

品川区長 濱野 健



品川区社会福祉協議会会長あいさつ

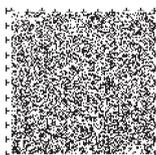
品川区社会福祉協議会は、成年後見制度の施行（2000（平成12）年）以前から品川区とともに、判断能力が不十分な方向けに財産管理についての体制を整備してまいりました。2002（平成14）年には、品川成年後見センターを組織し、品川区や地域の関係機関と連携しながら成年後見制度に関する相談や支援を行い、実績を積み重ねてきました。

品川成年後見センターにおける問い合わせ・相談件数は、開設当初は年間200件程度でしたが、近年は毎年1,000件を超える対応を行っており、身近な相談場所として時間をかけて地域に根付いてきたものと捉えております。一人ひとりの状況や支援内容が異なる成年後見制度の相談においては、今後も引き続き区内の福祉関係者や地域の民生・児童委員の方々などと連携しながら、本人の意思をくみ取り、寄り添った支援を進めてまいります。

今後とも地域の住民や様々な関係団体の皆様には、成年後見制度の事業推進にご協力をお願い申し上げます。

2021（令和3）年10月

社会福祉法人品川区社会福祉協議会 会長 池田 彰孝





委員長あいさつ

認知症、知的障害および精神障害などにより財産の管理や日常生活に支援が必要な人に対して、社会全体で支え合うしくみとして成年後見制度が施行されて20年が経ちました。この間、高齢化率は増加の一途をたどり、同時期に車の両輪といわれ開始された介護保険制度が定着している一方、成年後見制度自体は浸透しているとはいえない実態が全国的にも統計で示されています。

今般、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく国の基本計画を踏まえ、制度の利用促進のために本計画を策定することとなりました。国が重要なポイントとして挙げているものの一つが、「地域連携ネットワーク」です。判断能力が不十分な方を支援するためには、本人からの相談に加え、親族や地域の住民・団体など本人に身近な人が早期に支援の必要性に気づき、適切な部署が状況を把握することが重要です。本計画では、「地域連携ネットワーク」の説明として、本人や親族を中心とした「チーム」で日頃の生活を見守りつつ、必要に応じて専門職等が支援の在り方を検討する「協議会」を「中核機関」が運営する支援体制を記載しております。

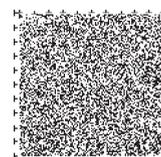
品川区は品川区社会福祉協議会とともに、成年後見制度が開始される前から判断能力が不十分な方向けの「財産保全管理」の視点に立って支援を行っており、私も当時から携わってきました。成年後見制度を利用するにあたり、行政と社会福祉協議会が定期的に情報共有し、本人にとって適切な支援方法の検討に時間をかけ、関係職員の知識やノウハウを蓄積してきたことから、全国的にも先進的な取り組みが見られてきました。特に、成年後見制度は判断能力が不十分になった方が利用する制度と大半の方は認識されていると思いますが、現在判断能力があっても将来のために自分を支援してくれる人やどのような支援をしてもらうかを事前に決めておくことができる任意後見制度については、全国的にも例を見ない品川区社会福祉協議会の独自の支援内容で取り組まれています。

本計画に記載している、「中核機関」を品川区と品川区社会福祉協議会が一体となって行う体制は、一朝一夕にできることではなく、これまでの経験と実績に基づき、関係性が構築できているからこそだと感じています。

本計画の推進とともに、この品川区の成年後見制度の取り組みがこれまで以上に全国的に広がり、どの地域に住んでいても、地域連携ネットワークの構築や成年後見制度の適切な利用が推進されることで、地域共生社会の実現の一つの手段となることを心より期待しております。

2021（令和3）年10月

品川区成年後見制度利用促進基本計画策定委員会
委員長 中央大学教授 新井 誠



目次

はじめに ～成年後見制度とは～	5
-----------------	---

地域で活躍する市民後見人（インタビュー）	7
----------------------	---

第1章 計画の基本事項 9

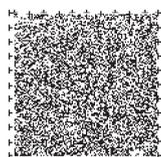
1. 国の動き	9
2. 品川区成年後見制度利用促進基本計画の概要	10
① 基本計画の位置付け	10
② 基本計画の期間	10
③ 計画策定のための取り組みおよび体制	10
～地域共生社会をめざして～	10
3. 基本理念	11
4. 重点項目	11

第2章 成年後見制度利用に関する現状 12

1. 成年後見制度利用に関する国の現状	12
2. 成年後見制度利用に関する品川区の現状	12
① 品川区の統計からみえる現状	12
② アンケート調査からみえる現状	17

第3章 成年後見制度利用促進の考え方 19

1. 地域連携ネットワークの構築	19
① 地域連携のしくみ	19
② チーム	20
③ 協議会	20
④ 中核機関	20



第4章 成年後見制度利用促進のための具体的な施策 21

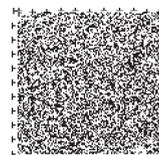
1. 広報機能	23
① パンフレットの作成・配布	23
② 講座・セミナーの実施	23
〈コラム〉 将来に備えて①（意思決定支援ライフプランノート）	24
2. 相談機能	25
① 福祉等の相談支援体制の充実	25
② 成年後見制度の相談対応	25
〈コラム〉 将来に備えて②（任意後見制度とは）	27
〈コラム〉 将来に備えて③（あんしんの3点セット）	28
3. 利用促進機能	29
① 後見人等候補者検討の実施	29
② 担い手の育成・活動の促進	31
〈コラム〉 後見活動団体等の紹介	32
4. 後見人等支援機能	33
① 日常的な後見活動の相談対応	33
② チームによる本人の見守り・支援体制	33
③ 家庭裁判所との連携による後見人等支援	33
④ 任意後見の適切な発効のしくみづくり	33
⑤ 報酬助成事業の円滑な運用	33
〈コラム〉 後見活動の事例紹介	34
5. 本人が安心して利用できる環境整備のために	35

第5章 計画の推進体制と進行管理 36

1. 計画の推進体制	36
① 計画内容の周知	36
② 関係機関等との連携	36
2. 計画の進行管理	36

資料編 37

1. 計画策定の経過	37
2. 品川区成年後見制度利用促進基本計画策定委員会 委員名簿	38
3. 品川区成年後見制度利用促進基本計画策定検討会 委員名簿	38
4. 成年後見制度に関する法令等および品川区・品川社協の取り組み	39



はじめに ～成年後見制度とは～

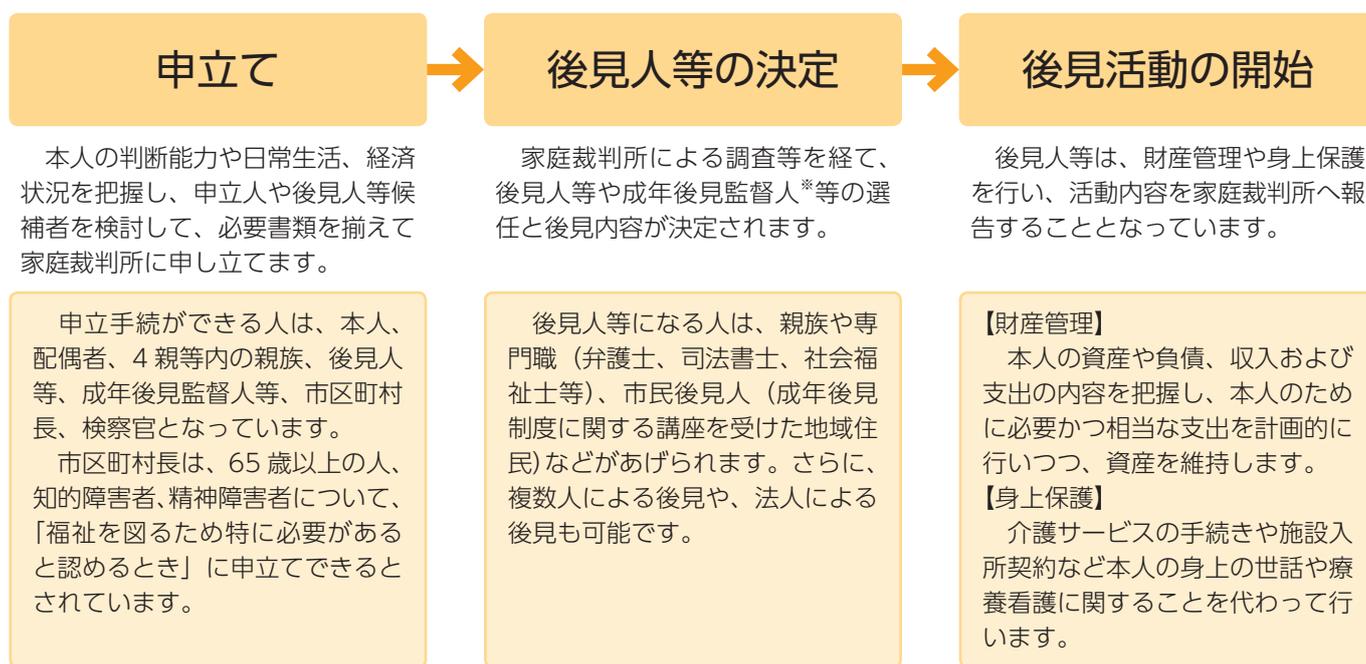
成年後見制度は、認知症等により判断能力が低下した高齢者や知的障害者、精神障害者に対して、本人の契約や各種手続きを法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面で支援し、本人の権利や財産を守ることを目的としています。

成年後見制度には、将来の不安に備えるための任意後見制度と、すでに判断能力が不十分な人のための法定後見制度の2つの種類があり、法定後見制度には、補助、保佐、後見の3つの類型があります。

任意後見制度は、十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

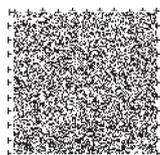
法定後見制度は、家庭裁判所に申し立てることで成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）を選び、サポートを受ける制度です。

▶法定後見制度の手続きの流れ



※監督人とは…

予定されている後見業務が複雑困難である場合、後見人等の事務のサポートや、後見人等への指導・助言・相談対応を行うため、家庭裁判所が専門職等を監督人に選任することがあります。



成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2つの種類があります。



任意後見制度

自分ひとりで決められます。

現在はひとりで判断できますが、将来に不安を感じています。



契約締結の能力がある人を対象としています。

法定後見制度

補助類型

支援が必要な場合もあります。
複雑な契約行為などは、誰かに支援してもらう必要があります。
物忘れがあり、本人もその自覚があります。



判断能力が不十分な人を対象としています。

保佐類型

大半の部分で支援が必要です。
日常的な買い物はできますが、通帳管理などを忘れることがあります。
本人が自覚していない物忘れが、しばしばあります。



判断能力が著しく不十分な人を対象としています。

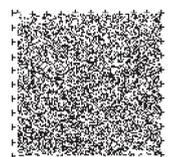
後見類型

常に支援が必要です。
日常的な買い物や通帳・印鑑の管理ができません。



自分ひとりで判断できない人を対象としています。

※補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要です。



地域で活躍する市民後見人

市民後見人とは、基礎講座・実務研修を経て、成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付け、後見人等として活動する地域住民のことです。

急速な高齢者人口の増加により、後見人等の担い手が不足することが予想されており、親族、弁護士などの専門職、法人後見^{*}団体とは異なる形で同じ地域の一員としてきめ細やかな身上への配慮ができる市民後見人の活躍が今後さらに期待されています。

※法人後見とは…

社会福祉協議会やNPO法人などが、個人ではなくチームで後見活動を行うことです。

後見人の活動内容

預貯金などを扱う「財産管理」と、介護サービスの契約や入退院の手続きなどを担う「身上保護」があります。



市民後見人として活躍しています

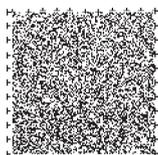
穏やかに人生を過ごせるよう 全力でサポート

島田恭一さん
(市民後見人活動歴7年)

私が市民後見人になったきっかけは、親の介護経験から福祉に興味を持ち、定年退職後に通い始めた障害者を支援するサークルで、ボランティア仲間に市民後見人を勧められたことです。今は2人の方を支援しており、活動としては、定期的に施設へ訪問し、生活の困りごとがないかなどを確認しています。また、施設利用料などの日常的な支払いや預金管理も行っています。本人に接する際には、丁寧に話を聞き、真摯に向き合うことで、本人の意思や利益に反するこ

とがないよう心がけています。責任をともなう場面も多くありますが、監督人である品川区社会福祉協議会の支援体制があるので安心して取り組むことができます。また、支援をしている方から感謝の言葉がもたらされたときの喜びはひとしおで、この活動をして良かったと心から思えます。これからも支援している人が穏やかに暮らしていけるよう、全力でサポートしていきます。

ありがとうの
一言が
モチベーションに！



品川区社会福祉協議会では 市民後見人の育成に取り組んでいます



品川区において、多くの市民後見人が活躍できている理由は、品川区社会福祉協議会の市民後見人や支援員の育成のしくみにあります。市民後見人として活動を始める前も、始めてからも安心して支援できるような体制となっています。

市民後見人のしくみ

養成講座を受ける

支援員活動で
実務経験を積む

市民後見人デビュー
(活動開始)

養成講座を受けて、市民後見人として活動を希望する人は支援員に登録します。支援員は、品川区社会福祉協議会が担当している法人後見活動を職員のサポートを受けながら体験します。

品川区社会福祉協議会の品川成年後見センターでは、市民後見人の育成に取り組んでいます。地域住民が市民後見人として関わることで、地域の話題などをきっかけに話がはずみ、制度を利用する人の親近感や安心感につながっています。

市民後見人は今後ますますの活躍が期待されているところですが、養成講座を受けただけでは、市民後見人としての実際の活動をすぐに始めるのはハードルが高いとの声も多くあります。そのため、品川成年後見センターでは、講座受講後に支援員として実務経験を

積むことで、自信をつけて市民後見人として活動を始められるようにしています。

こうした本人にとって身近な後見活動の担い手の方が品川区内でさらに広がるといいなと思っています。

皆さんも一緒に
地域の中で活動
してみませんか？

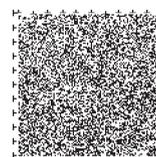


品川成年後見センター
高橋愛さん 大友壽江さん

品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター

高齢者や障害者の方々が安心して生活できるよう、成年後見制度についての情報提供、相談、申立手続の支援、市民後見人の養成講座などを行っています。

- 職員：19人
- 支援員：88人
- 市民後見人：74人（登録者数）
(2021(令和3)年4月1日時点)



計画の基本事項

1 国の動き

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、国の成年後見制度利用促進基本計画が定められました。

また、市区町村においても、当該区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（一部抜粋）

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

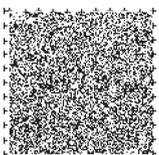
第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



2 品川区成年後見制度利用促進基本計画の概要

1 基本計画の位置付け

本計画は、「品川区基本構想・長期基本計画」および本計画掲載の事業を重点事項として盛り込んでいる「品川区地域福祉計画」との整合性を重視し、「品川区介護保険事業計画」、「品川区障害者計画」など関連する行政計画との調和を図るものとして策定します。

また、地域福祉の推進を図ることを目的とした「品川区地域福祉活動計画」(品川区社会福祉協議会発行)とも緊密な連携を図っていきます。

2 基本計画の期間

本計画は、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの計画とします。なお、その後は、各関連計画の見直しにともない、本計画内容の該当部分へ統合することを想定しています。

年度	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
計画	品川区地域福祉計画(第3期)			次期計画
	品川区介護保険事業計画(第8期)			次期計画
	品川区障害者計画			次期計画
	品川区障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)			次期計画
	品川区成年後見制度利用促進基本計画			計画終了

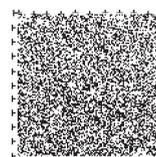
3 計画策定のための取り組みおよび体制

計画の策定にあたり、学識経験者、法曹関係者、福祉・医療関係者等との審議(品川区成年後見制度利用促進基本計画策定委員会)を行うとともに、区民からの幅広い意見(パブリックコメント)を求めました。また、品川区および品川区社会福祉協議会(以下「品川社協」という。)の関係者による策定検討会において関連施策との整合などを検討しました。

～地域共生社会をめざして～

国は、すべての人が地域で生きがいを持って暮らしていける「地域共生社会」を実現するための具体的な手法の一つとして「重層的支援体制整備事業」を2021(令和3)年4月に創設しました。

この事業は、従来の支援体制では対応が難しい事柄に対して、地域の多様な主体がつながり、専門職等による関わりや、地域住民が気にかけて関係性を広げていくことを想定しています。こうした地域づくりの観点は、成年後見制度の利用促進の考え方と共通するため、品川区では両事業の整合を図りながら推進していきます。



3 基本理念

基本理念 **誰もが自分らしくやさしさを持って暮らせるまち**

本計画は「第3期品川区地域福祉計画」と同一の基本理念をめざします。

4 重点項目

本計画における重点項目を以下の3つとします。

重点項目1 啓発・相談の充実

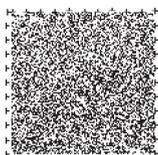
成年後見制度の利用を検討するためには、早い段階から制度を正しく理解していることが大切です。様々な講座やセミナーの実施により、多くの区民へ成年後見制度の周知・啓発を図っていきます。

重点項目2 任意後見および補助・保佐類型の利用促進

現在、成年後見制度利用者の多くは後見類型となっていますが、本人の意思をより尊重するためには、権利擁護ニーズを早期に発見することが求められています。任意後見制度や法定後見制度における補助・保佐類型に適切につながるよう、丁寧に制度の紹介を進めていきます。

重点項目3 後見人等受任者の確保

成年後見制度が必要な高齢者や障害者等の増加が見込まれ、本人に適切な後見活動を行うための担い手の拡充は喫緊の課題と捉えています。継続的な市民後見人の育成と、専門的な知識を有する関係団体との連携強化を図っていきます。



成年後見制度利用に関する現状

1 成年後見制度利用に関する国の現状

今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられています。しかしながら、現在の成年後見制度の利用について、利用者数は近年増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況です。

また、成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金の解約や施設入所のためとなっており、さらに、3つのタイプがある中で、後見類型の利用者の割合が全体の約80%を占めています。

これらの状況からは、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれます。

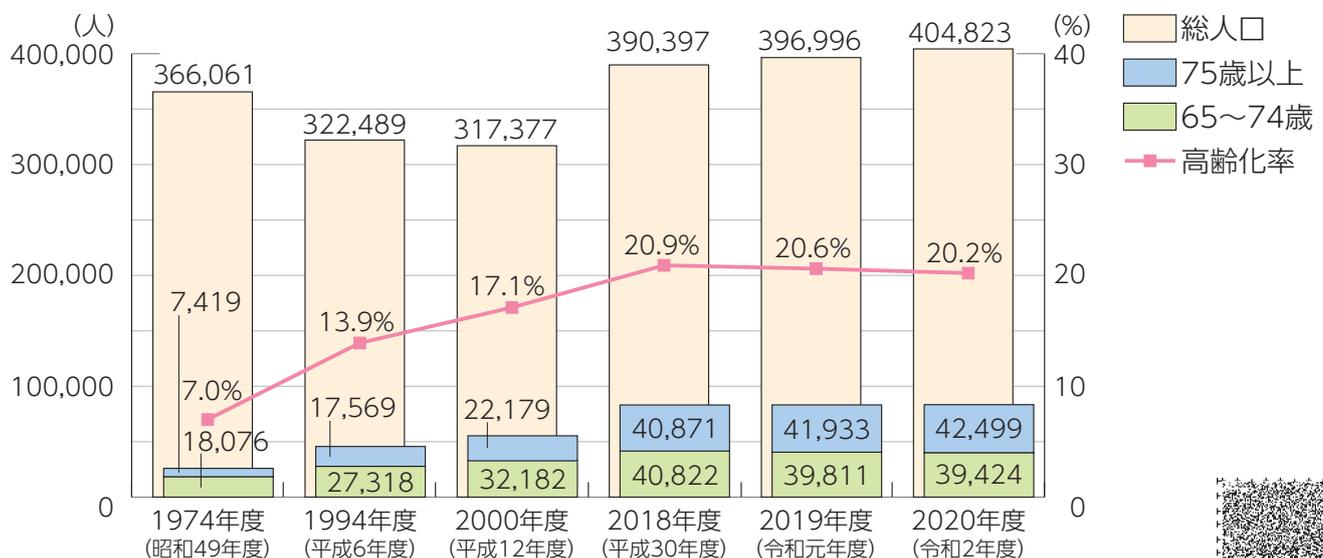
2 成年後見制度利用に関する品川区の現状

1 品川区の統計からみえる現状

① 人口の推移

品川区では総人口が増え続けており、高齢者人口も増加しています。2018（平成30）年度以降、75歳以上の高齢者数が65歳から74歳の高齢者数を上回っています。

● 品川区の高齢者人口の推移



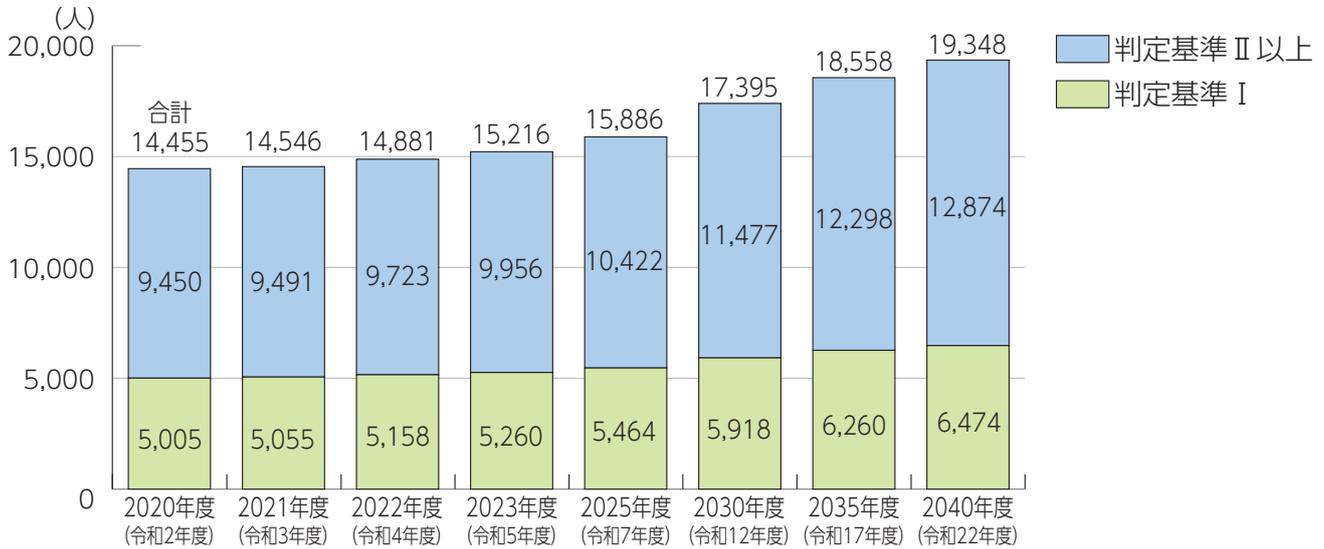
資料：第八期品川区介護保険事業計画（各年4月1日現在）

② 認知症高齢者数の推計値の推移

区内で要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、2020（令和2）年度で約14,000人に達し、今後も高齢化の進展にともない、増加が見込まれています。

● 品川区の認知症の人の将来推計

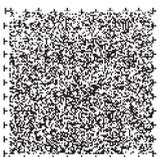
（要介護認定者における日常生活自立度の判定基準Ⅰ以上高齢者数）



（参考）認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している
Ⅱ a	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。家庭外で前記の状態が見られる
Ⅱ b	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。家庭内でも前記の状態が見られる
Ⅲ a	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。日中を中心として前記の状態が見られる
Ⅲ b	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。夜間を中心として前記の状態が見られる
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動（周辺症状）あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

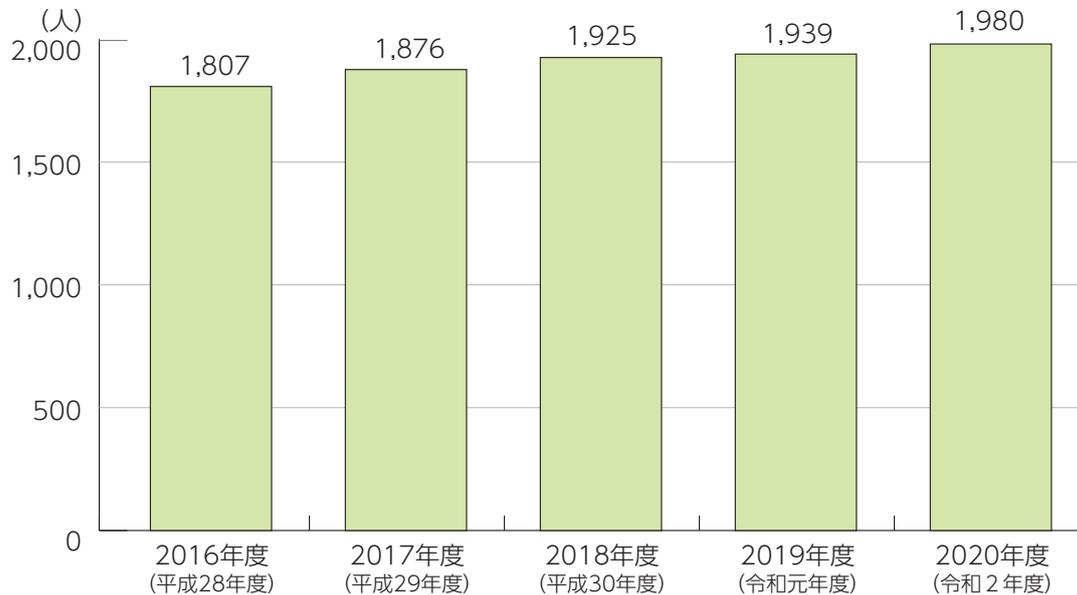
資料：第八期品川区介護保険事業計画



③ 障害者数の推移

知的障害および精神障害の手帳所持者数はいずれも年々増加しています。

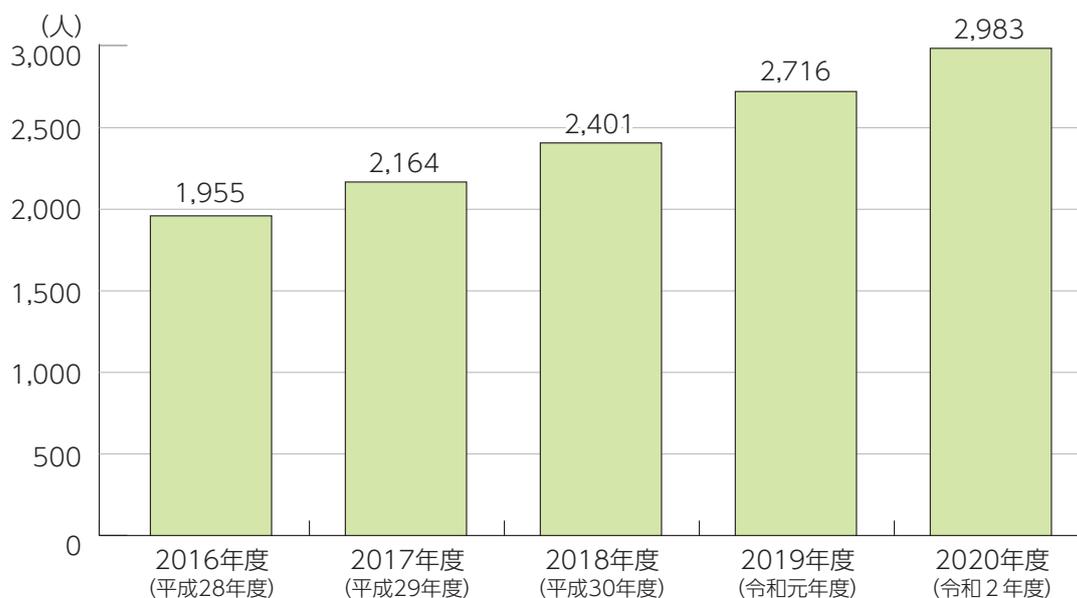
● 愛の手帳所持者数の推移



※愛の手帳は、知的障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けており、知能測定値・社会性・基本的生活作業力等を年齢に応じて総合的に判断しています。

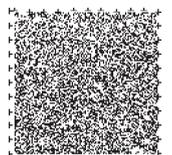
資料：品川区の福祉（各年4月1日現在）

● 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※手帳の有効期限が2年であるため、当該年度と前年度の認定者数の合計としています。

資料：品川区の保健衛生と社会保険（各年3月31日現在）



④ 品川区の成年後見制度の利用に関する推移

ア) 制度に関する相談件数の推移

(品川区社会福祉協議会品川成年後見センター分)

	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
問合せ・ 相談件数	1,356人	1,062人	1,101人	1,248人	1,510人

資料：品川区の福祉（各年3月31日現在）

イ) 制度利用の申立件数の推移（区長申立件数）

	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
高齢者	36件	49件	49件	35件	21件
障害者	知的1件	知的2件	知的4件	知的2件	知的2件
	精神1件	精神1件	—	精神5件	—

資料：品川区の福祉（各年3月31日現在）

ウ) 成年後見関係事件の申立件数の推移（品川区）

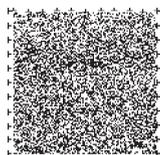
	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
成年後見	112件	101件	94件	100件	86件
保佐	16件	29件	21件	35件	25件
補助	10件	8件	2件	15件	9件
任意後見	10件	5件	8件	4件	4件
合計	148件	143件	125件	154件	124件

※東京家裁（立川支部を含む。）に対して申立てのあった件数を集計したのですが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがあります。

※申立て後に住所地の変更届出があったものは異動後の住所地を基準としています。

※申立て時の類型を基準に集計したものです。

資料：東京家庭裁判所提供（各年12月31日現在）



⑤ 市民後見人の活動状況

市民後見人とは、成年後見制度の基礎講座・実務研修を経て、後見人等として活動する地域住民のことです。過去に行われた東京都主催の養成講座の修了者とともに、2013（平成25）年度からは品川区でも地域に密着した市民後見人養成講座を毎年開催し、修了者が区内で活動しています。

累計	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 ^{※4} (令和元年度)	2020年度 ^{※4} (令和2年度)
修了者数 ^{※1}	92人	116人	136人	142人	142人
登録者数 ^{※2}	62人	72人	81人	92人	92人
受任件数 ^{※3}	79件 (36人)	85件 (37人)	95件 (41人)	105件 (45人)	110件 (46人)

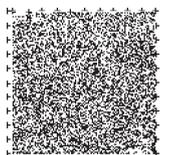
※1 修了者数は、東京都および品川社協主催の市民後見人養成講座を修了した人数です。

※2 登録者数は、修了者のうち、市民後見人として活動するために品川社協の名簿に登録した人数です。

※3 受任件数は、上記登録者のうち、家庭裁判所から後見等開始審判を受け、市民後見人として受任した件数であり、（ ）内は受任した市民後見人の数です。

※4 新型コロナウイルス感染症拡大により、研修の開催状況に影響が出ています。

資料：品川区社会福祉協議会内部資料より作成（各年3月31日現在）



2 アンケート調査からみえる現状

① 成年後見制度に関するニーズ調査結果（高齢者）

● 品川区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

65歳～74歳の区民（要介護認定者を除く）（回答者数3,097人）を対象に成年後見制度に関する認知や利用の意向調査を行いました。

成年後見制度について、「名前も内容も知っている」人は41.3%で、「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」人が42.4%でした。また、制度利用については、「今は必要ないが、将来必要になったら利用したい」人は36.1%、「利用したいとは思わない」人が32.8%でした。

■ 成年後見制度について知っているか (%)

回答	回答率
名前も内容も知っている	41.3
名前は聞いたことはあるが、内容は知らない	42.4
名前も内容も知らない	12.5
無回答	3.9

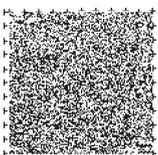
■ 成年後見制度を利用したいと思うか (%)

回答	回答率
既に利用している	0.5
今は必要ないが、将来必要になったら利用したい	36.1
利用したいとは思わない	32.8
わからない	26.7
無回答	3.9

※小数点第2位以下を四捨五入して、小数点第1位までを表記しています。

※四捨五入により、合計が100%にならないことがあります。

資料：品川区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書（2020（令和2）年3月）



② 成年後見制度に関するニーズ調査結果（障害者）

● 品川区障害福祉計画策定のための基礎調査結果

区内の障害者の生活状況や障害者ニーズの把握のために行う基礎調査において、成年後見制度に関する認知度や利用の意向調査を行いました。

(ア) 在宅の人を対象とした調査

対象者：区内にお住まいの在宅の18歳以上の人で、身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの人および障害福祉サービスや自立支援医療を利用している人（回答者数2,231人）

(イ) 施設に入所している人を対象とした調査

対象者：区内に住所があり、障害者入所施設に入所している人（回答者数126人）

成年後見制度について、「名前も内容も知っている」と回答した人は在宅の人が34.8%で、施設入所の人は19.0%でした。「名前も内容も知らない」と回答した人は在宅の人が25.8%である一方、施設入所の人が54.8%と、半数を上回る人が知らない状況でした。

■ 成年後見制度について知っているか (ア) (イ) (%)

回答	回答率	回答率
名前も内容も知っている	34.8	19.0
名前は聞いたことはあるが、内容は知らない	32.8	19.0
名前も内容も知らない	25.8	54.8
無回答	6.6	7.1

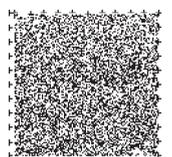
■ 成年後見制度を利用したいと思うか (ア) (イ) (%)

回答	回答率	回答率
既に利用している	2.2	17.5
今は必要ないが、将来必要になったら利用したい	30.9	15.1
利用したいとは思わない	26.6	4.0
わからない	33.5	57.9
無回答	6.8	5.6

※小数点第2位以下を四捨五入して、小数点第1位までを表記しています。

※四捨五入により、合計が100%にならないことがあります。

資料：品川区障害福祉計画策定のための基礎調査報告書（2019（令和元）年12月）



成年後見制度利用促進の考え方

1 地域連携ネットワークの構築

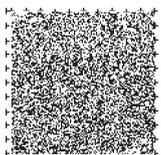
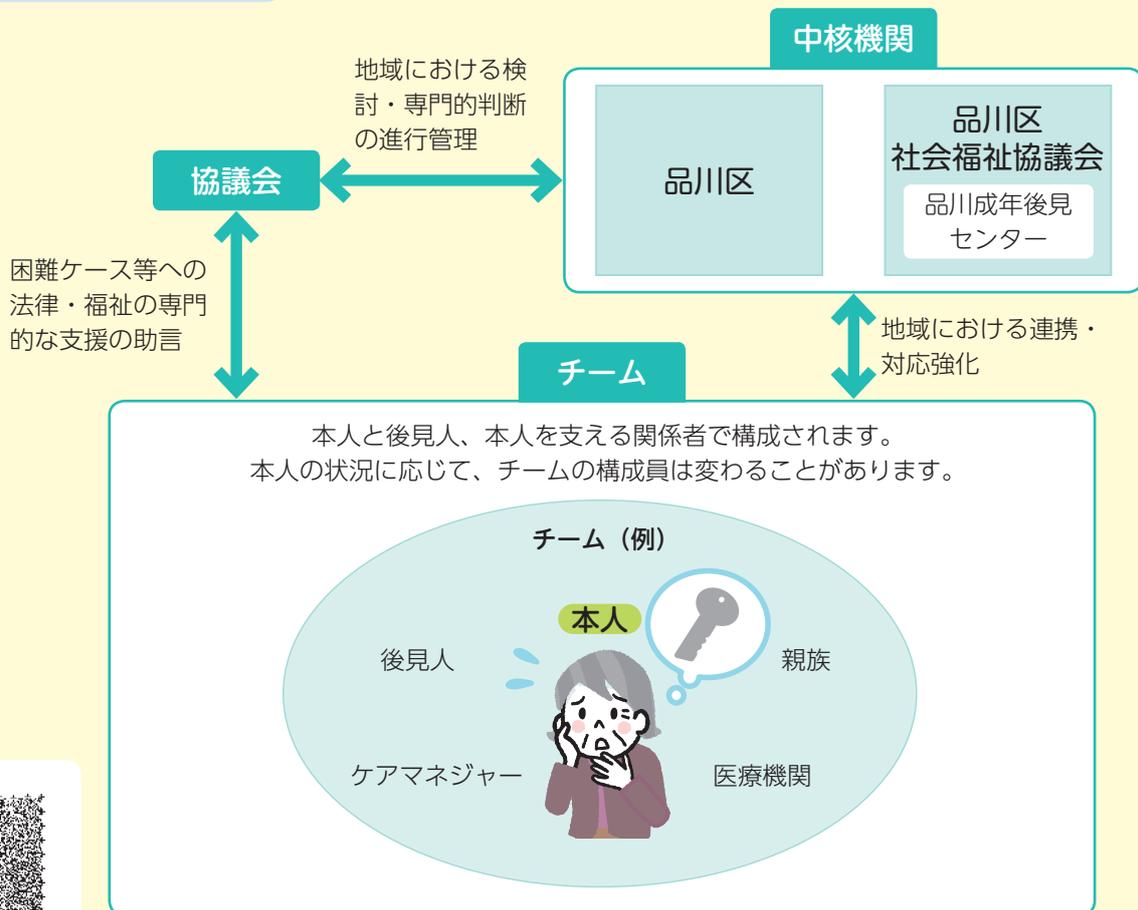
1 地域連携のしくみ

全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが求められています。

地域連携ネットワークは、「チーム」と「協議会」という2つの基本的しくみを有するものとされ、地域連携ネットワークを整備し適切に運営していくためには、「中核機関」が必要であるとされています。

品川区では、区全域で一つの地域連携ネットワークを構築し、品川区と品川社協が一体的に「中核機関」の機能を担います。双方が協力・連携を図りながら、相談対応を行うとともに、相談の内容に応じて適切な支援につなげます。

地域連携ネットワーク



地域連携ネットワークの役割

- ①権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ②早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

2 チーム

本人に身近な親族や福祉・医療・地域関係者により構成され、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うしくみです。本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行います。

「チーム」の構成員は、本人の状況に応じて変わることがあります。例えば、在宅で生活しているときと施設に入所したときは構成員が変わります。

※「チーム」の構成員には、親族や、介護支援専門員、相談支援専門員などの福祉関係者、保健師、主治医、入所先医療機関などの医療関係者、民生委員、近隣住民、ボランティアなどの地域の関係者、税理士、公認会計士、社会保険労務士などが考えられ、後見等開始後には、後見人等が加わります。

3 協議会

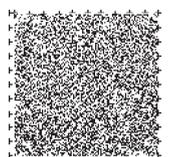
法律・福祉の専門職や関係機関等が協力・連携する合議体として、本人や後見人等を支える「チーム」を支援するとともに、成年後見における地域課題の検討や調整、解決を図ります。

※「協議会」は、弁護士、司法書士、社会福祉士、医療・福祉関係団体、地域関係団体などで構成され、必要に応じて、家庭裁判所、NPO法人、金融機関団体などと連携していきます。

4 中核機関

「中核機関」は、区全域において次の3つの役割を担います。また、必要に応じて「チーム」に対して専門的な助言や支援等を行います。

- ①権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- ②「協議会」を運営する「事務局機能」
- ③権利擁護支援の方針等の検討・専門的判断を担保する「進行管理機能」



成年後見制度利用促進のための 具体的な施策

地域連携ネットワークおよび中核機関については、国の成年後見制度利用促進基本計画において、以下の4つの機能を段階的・計画的に整備することが求められており、これらを行うことで本人の意思が尊重されることや、後見人等の不正防止効果が期待されています。

1. 広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声をあげることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知・啓発していくよう努める。

2. 相談機能

全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築をめざし、各地域における相談窓口を整備する。

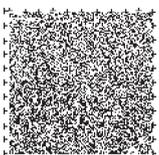
3. 利用促進機能

各地域において、専門職や関係機関が連携体制を強化し、成年後見制度の利用が必要な人を発見した際に、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみを整備する。

また、今後の成年後見制度の利用の需要に対応していくため、地域住民の中から後見人等候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、後見活動の担い手を十分に確保する。

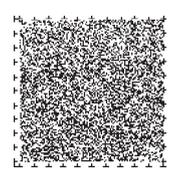
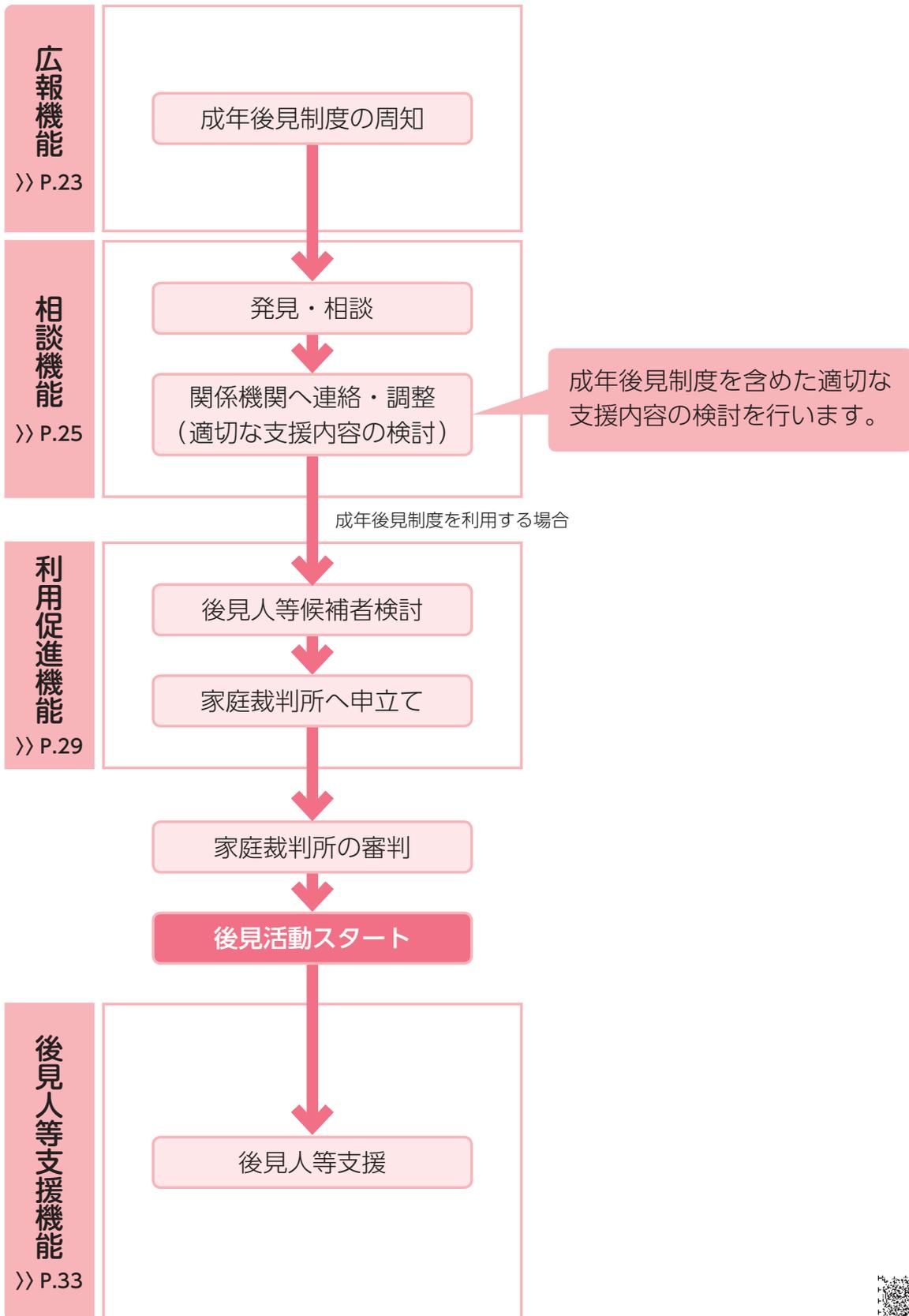
4. 後見人等支援機能

後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについては後見人等と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって本人を見守り、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、支援する。



● 成年後見制度利用の流れ

品川区では、高齢者や障害者、その親族や地域の人などから相談があった場合に、成年後見制度の説明などを行っています。制度の利用が考えられる場合の具体的な取り組みは、次のような流れで関係機関等と調整しながら対応しています。



1

広報機能

1 パンフレットの作成・配布

成年後見制度を広報するため、品川社協が作成する各種パンフレットを品川区の福祉相談窓口で配布しています。

また、相談内容に応じて法務省や家庭裁判所等が発行するパンフレットも活用し、必要な情報を提供しています。

今後は、区内の在宅介護支援センターや弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生・児童委員、町会・自治会等と連携し、配布先を充実させていきます。



各種パンフレット

2 講座・セミナーの実施

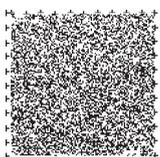
毎年、区民および福祉関係者向けに成年後見制度に関する講座・セミナー等を実施しています。

区民向けには区内の町会・自治会や高齢者クラブなどからの依頼に応じて出前講座も行い、地域において成年後見制度に関する情報を周知する場を広げています。

今後も、成年後見制度に深く関係のある医療・福祉関係団体や日常的に地域で相談に応じている人などへの周知の場を広げていきます。



セミナー開催の様子

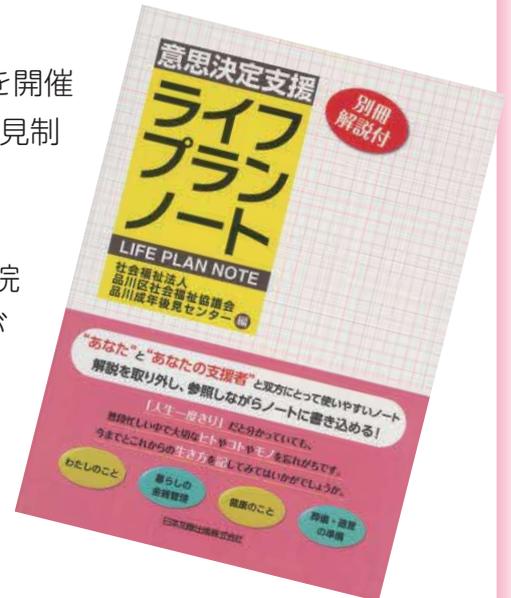


将来に備えて① 意思決定支援ライフプランノート

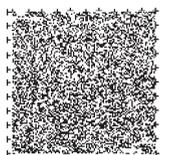
品川社協は2015（平成27）年に『意思決定支援ライフプランノート』を作成しました。このノートは、「わたしのこと」「暮らしの金銭管理」「健康のこと」「葬儀・遺言の準備」で構成され、親族や信頼のおける人など、これから支援を任せたい人と一緒に考えながら書き進める内容になっています。支援者とやりとりをしながら、このノートを書き進めることによって、支援者に自分の意思を理解してもらう役割も担っています。

『意思決定支援ライフプランノート』を説明するセミナーを開催し、葬儀・遺言などの関心の高いテーマとあわせて、任意後見制度についても知ってもらうきっかけとしています。

セミナーに参加した区民からは「急な入院の手続きや入院費の支払いをお願いする人がいない」「認知症になったら誰が助けてくれるのだろうか」「自分が死んだときの葬儀や菩提寺への連絡、納骨を行ってくれる人がいない。財産の整理、残置物の処分、家の処分のことも心配」などの相談が寄せられています。そうした困りごとへの支援の一つとして、品川社協の「あんしんの3点セット」（P.28参照）を紹介しています。



品川区社会福祉協議会
品川成年後見センター発行
『意思決定支援ライフプランノート』



2 相談機能

1 福祉等の相談支援体制の充実

福祉の相談においては、自ら相談できる人の対応はもちろん、生活の中で困りごとを抱えながらもどこにも相談することができない人へ必要な情報とサービスを届けることも重要なことです。

品川区では、支援が必要な人に気づいた地域の人からの相談や、高齢者の相談に応じる在宅介護支援センター、障害者の相談に応じる地域拠点相談支援センター等の関係者からの相談にも連携して対応しています。

福祉の相談窓口で、本人の意向や判断能力・生活状況等を聞き取り、本人や親族等と相談しながら関係者間で情報を共有し、成年後見制度だけでなく、介護保険や障害福祉等の様々なサービスの中から、適切な支援の内容を検討しています。

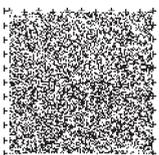
●品川区における相談対応の連携方法（イメージ）



2 成年後見制度の相談対応

成年後見制度による支援が適切と考えられる人には、品川成年後見センターにおいて、本人や親族に対し、制度を正しく理解してもらえるように、後見人等の活動内容や後見人等選任後の本人の生活がどう変わるかなどを具体的に説明しています。

申立てを行う人に対しては、申立書類に関する相談に応じ、書き方のアドバイスなどによる支援を行っています。また、申立書類の作成が困難な人へは専門職を案内しています。



将来に備えて② 自分の将来を自分で決める任意後見制度とは

任意後見制度は、十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

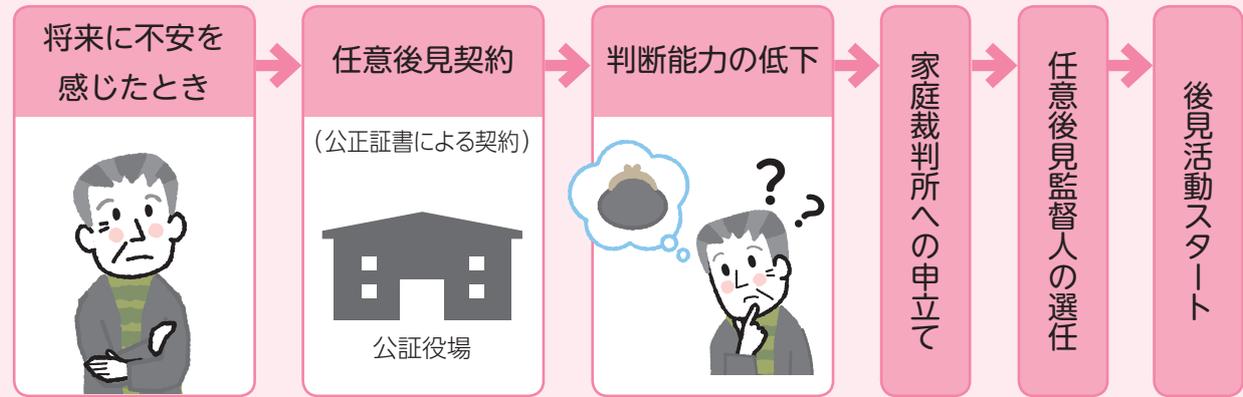
●判断能力が低下したときのために

これから先、こんな生活を送りたいと思っていても、認知症になったら思いどおりにはならないかも…。どうしたらよいかしら。



私も同じように心配していたことがあり、任意後見契約を結んでいます。判断能力のあるうちに「任意後見人」を決めておくと、いざというときに自分の希望どおりにしてもらえるんですよ。

任意後見制度のしくみ



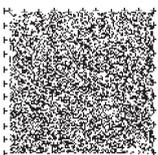
任意後見制度は、自分の意思を十分に生かすことができます。



私は普段から相談している専門職の人に、後見人候補者になってもらっています。



任意後見人受任者



将来に備えて③ あんしんの3点セット

品川社協では、十分な判断能力があるひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯を対象にあんしんサービス契約、任意後見契約および公正証書遺言作成支援の3つを組み合わせ、①判断能力のあるうちから見守りをし、②判断能力が低下したときを見据え、③亡くなった後も一貫して支援する「あんしんの3点セット」のサービスを提供しています。

1. あんしんサービス契約

あんしんサービスは、委任契約に基づきサービスを提供するものです。本人の希望に応じた支援プランを作成し、日常生活に必要な金銭管理や各種手続きの代行、通院同行等の個別サービスを提供しています。本人の状態を把握するために定期訪問を重視し、任意後見監督人選任の申立てを適切な時期に行う見極めをしています。

2. 任意後見契約

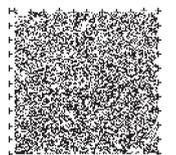
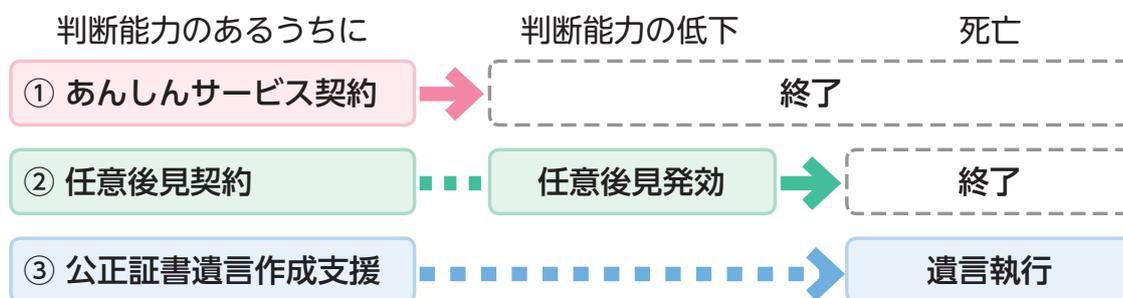
判断能力が低下したときのために、本人と品川社協が支援の内容について公正証書で契約をしています。定期訪問をしっかりと行い、本人に関わる福祉・医療・地域等の関係者との密接な連携で多角的に本人の状態を把握しています。本人の判断能力が低下したときは、契約に従い品川社協が任意後見監督人選任の申立てをし、任意後見人として支援しています。

3. 公正証書遺言作成支援

本人が希望した葬儀や自宅の整理、相続が実行されるように公正証書遺言の作成手続きを支援しています。ご希望に応じて品川社協が葬儀執行や遺言執行を担い、本人の最期の意思を実現しています。

(ご利用の際には料金が発生します)

● 「あんしんの3点セット」の流れ (判断能力の低下がみられた場合)



3 利用促進機能

1 後見人等候補者検討の実施

① 後見人等候補者への支援

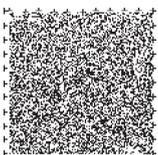
親族等や市民後見人、地域の N P O 法人等の後見人等候補者に対して、本人の状況を聞き取りながら、申立てに関するアドバイス、専門職へのつなぎ、後見活動開始後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。

② 後見人等候補者の選定

- 本人や親族等申立てのケースについては、申立てに至る経緯や必要性について聞き取りながら、親族も含めた候補者選定の相談に応じています。また、必要に応じて専門職の紹介も行うなど、後見人等候補者検討を支援しています。
- 成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身近に本人を支援できる親族がないケースや虐待ケースについては、老人福祉法等の規定に基づき、区長申立てを行ってしています。品川区、品川社協に、専門職等を加えた会議において、本人の生活状況や支援予定の内容に応じて、後見人等候補者を検討し、決定しています (P.30参照)。

③ 家庭裁判所との連携

後見人等候補者の的確な推薦や後見人等への支援を行うことができるよう、日頃から家庭裁判所との連携体制を整えています。



区長申立ての流れ

関係担当者会議(ケース会議) 月2回

【検討メンバー】品川区(担当者)、品川社協、介護・福祉関係者等

本人に関係する担当者間による権利擁護の必要性の確認

【検討内容】親族との関わり、本人の状況(生活、財産、既往症等)、活動後の支援イメージ等

検討内容の情報がすべて揃わなくても、区長申立てによる成年後見制度の利用の必要性を感じるケースについて、品川区が取得した内容をその都度関係者間で情報共有する。検討内容の追加情報がある場合は、2回目以降もケース検討を行い、本人にとって最適な支援イメージを共有する。



方針決定会議 年4回

【検討メンバー】品川区(管理職、担当者)、品川社協

区長申立てによる成年後見制度の利用の判断

【検討内容】区長申立ての妥当性、類型の見立て、後見人および後見監督人候補者の推薦、今後の支援方針等



審議会(運営委員会) 年4回

【検討メンバー】学識経験者、医師、弁護士、民生委員、福祉関係者、品川区、品川社協等

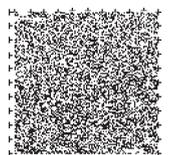
方針決定内容の審議・審査

【検討内容】申立て内容の確認および可否

〈区長申立ての妥当性、候補者の選定(法人後見団体、市民後見人、専門職の妥当性)等〉



申立て



2 担い手の育成・活動の促進

市民後見人とは、基礎講座・実務研修を経て、成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付け、後見人等として活動する地域住民のことです。急速な高齢者人口の増加により、後見人等の担い手が不足することが予想されており、同じ地域の一員としてきめ細やかな身上への配慮を期待されることから、積極的な市民後見人の育成が求められています。

品川社協では、市民後見人を養成するため、2013（平成25）年度から市民後見人養成講座を開催するとともに、区内のNPO法人等が実施する養成講座とも連携・協力し、第三の受け皿といわれる市民後見人の拡充と、活動の促進を図っています。養成講座の修了者で受任を希望する場合は、支援員*として法人後見活動の定期訪問に同行し実務経験を重ねながら、活動を理解するとともに、受任に向けた準備を行っています。

また、後見活動を行うNPO法人等とも、協議会や地域連携ネットワークを通じて連携し、情報共有などを行っています。



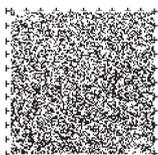
市民後見人養成講座の実務研修の様子



定期訪問同行の様子

※支援員とは…

後見人等として活動する前に、品川社協の職員と一緒に書類の確認や見守りなどのお手伝いをすることで、実務を経験します。



後見活動団体等の紹介

品川区では、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職との連携を強化しつつ、以下のような地域で後見活動を行う団体との協力関係により、地域で支えるしくみを構築しています。

- NPO 法人市民後見人の会（品川区大井1-15-1）

2006（平成18）年に“認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる社会”の構築をめざして任意団体「市民後見人の会」として発足しました。2008（平成20）年に特定非営利活動法人登記し、発足当初より品川成年後見センターと連携して活動を進めています。また、普及活動として、毎年市民後見人養成講座を主催しています。

- 一般社団法人しんきん成年後見サポート（品川区西五反田7-2-3）

区内に店舗を有する5つの信用金庫により、金融界初の成年後見法人として、2015（平成27）年に設立しました。地元信用金庫の元職員が後見担当者として支援にあたることにより、地域の人に安心してご利用いただき、明るい地域社会の実現をめざしています。

- NPO 法人東京市民後見サポートセンター（品川区大井1-15-1）

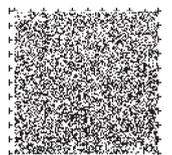
東京大学・筑波大学の市民後見人養成プロジェクトや東京都の社会貢献型後見人養成講座の修了者が中心となり、2011（平成23）年に設立しました。普及活動とともに、自分らしく暮らすために、市民の視点でサポート活動を行っています。

- NPO 法人フレンド（品川区旗の台6-7-3）

2012（平成24）年に設立し、女性役員による、細やかな対応をめざして活動しています。多種多様な知識や経験を有する市民が力を合わせ、地域における成年後見を向上させることを目的に、専門職と連携した活動を行っています。

- NPO 法人ライフサポート東京（品川区北品川2-8-3）

2005（平成17）年に行政書士有志が品川を本拠に設立しましたが、現在では区内に限らず関東の広範な地域にわたって活動しています。一般市民のほか、社会福祉士、社会保険労務士、弁護士、ケアマネジャーなど多様な専門職が加わり、後見にとどまらず亡くなられた後の手続きまで、末永く支援しています。



4 後見人等支援機能

1 日常的な後見活動の相談対応

親族後見人等の日常的な相談に応じ、適切な福祉・医療・地域等の相談窓口につないでいます。

2 チームによる本人の見守り・支援体制

後見活動開始後は、後見人等、本人に身近な親族、品川区、品川社協、関係機関等の関係者による顔合わせを行い、本人を中心としたチーム（P.20参照）となって連携を図っています。また、チームだけでは解決できない法律等の課題がある場合には、専門職による助言などの支援を受けられるような体制を整えていきます。

3 家庭裁判所との連携による後見人等支援

中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と連携し、後見活動が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人等を支援します。

また、後見人等の活動や本人の生活状況等の実態把握が必要不可欠ですが、品川区では、品川社協が後見監督人等となり家庭裁判所と連携し後見人等の支援を行っています。

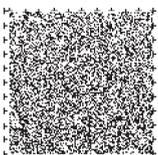
4 任意後見の適切な発効のしくみづくり

権利擁護の一つである任意後見制度（P.27参照）において、本人の判断能力が低下し、任意後見契約を結んでいるにもかかわらず、本人が契約したことを忘れてしまった場合や、身近な人も契約状況を把握していない場合などに、後見活動が開始されないことがあります。適切な時期に任意後見監督人選任の申立てができるよう、任意後見人受任者が地域連携ネットワークのチームと連携しながら本人の状態を把握し支援していきます。

なお、品川社協においては、任意後見の適切な発効のしくみとして、「あんしんの3点セット」（P.28参照）のサービスを提供しています。

5 報酬助成事業の円滑な運用

後見業務に対する報酬については、後見人等の業務内容や本人の財産状況などを考慮したうえで、家庭裁判所が決定し、本人の財産の中から支出されます。資力のない人でも成年後見制度を利用できるように、本人が後見人等への報酬を負担することが困難な場合に、その費用の一部を助成しています。助成の実施にあたり、わかりやすい周知に努めるとともに、さらなる充実を図っていきます。



後見活動の事例紹介

事例1 80代のひとり暮らしの女性

介護サービスなどを利用しながら生活していましたが、物忘れが進み、書類の手続きや銀行でお金を下ろすことができなくなってきました。今後のことが心配になり、本人が成年後見制度の申立てを行った結果、保佐人がつき、支援が開始されました。

「自宅に住み続けたい」という本人の意思をチームの関係者で共有しながら、保佐人が中心となって在宅生活を支えています。保佐人は定期訪問の際に、本人との会話を通じて意思を確認し、希望するサービスや必要と思われる契約等の手続きを行っています。近頃は本人が在宅生活に不安を感じている様子のため、保佐人と関係機関で連携し、本人の意向、状況を把握しながら対応しています。

先日は、本人との会話から、昔通っていた寿司屋を懐かしむ様子がうかがえたため、昼食を手配したところ、食べやすいサイズのお寿司を大変喜んで食べていました。事務手続きだけでなく、本人の楽しみなども踏まえた寄り添った支援を今後も行っていきます。

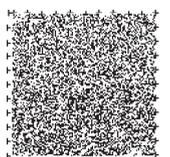


事例2 50代の知的障害のある男性

親亡き後の将来を本人や母、周りの支援者などが心配し、母が成年後見制度の申立てを行った結果、成年後見人がついて支援が開始されました。

母の入院にともないショートステイを利用した際に、仲間と過ごす楽しみを知り、今後もこのような生活を続けたいという様子が見られました。その後、本人、母、成年後見人が一緒に施設の見学などを行い、少人数での共同生活を送るグループホームへの入所と、軽作業などを行う通所施設の利用を開始しました。

成年後見人は定期訪問の際に、本人の生活を見守り、気持ちの変化などを確認しています。今後も、母と施設職員の三者で情報を共有しながら、本人がいきいきとした生活を送れるように、寄り添った支援を行っていきます。



5

本人が安心して利用できる環境整備のために

支援を受ける本人にとってより良い生き方を選択することができるように、意思決定支援を中心とする身上保護と財産管理が連動した体制の整備を図っていきます。

第4章でこれまで取り上げた様々な取り組みをチームとなって行うことで、不正防止効果が期待されます。

意思決定支援

成年後見制度の運用にあたっては、制度の趣旨でもあるノーマライゼーション（個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されること）、自己決定権の尊重の理念に立ち返り、後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、意思決定支援・身上保護の側面も重視していきます。

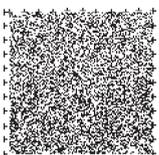
『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』（2020(令和2)年10月30日公表）に沿い、本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り、利用者に寄り添った支援を進めます。

後見人等は、人生の伴走者として本人の特性を理解し、適切な配慮を行いながら、継続的に支援を行っていきます。

不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、後見人等が制度を十分に理解していないために生じてしまうケースもあることから、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、後見人等が孤立することなく、何かあったときには気軽に相談できる地域の関係づくりに努めています。

後見人等の支援として、財産管理で留意すべき事項の周知や、後見監督人等としての適正な後見活動の確認を継続的に行うとともに、家庭裁判所や専門職、金融機関等との連携を図っていきます。

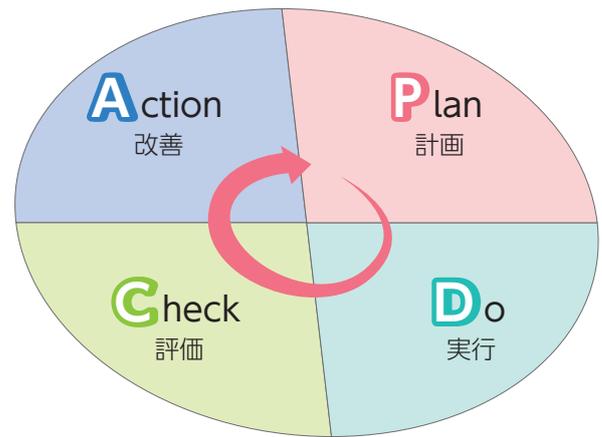


計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

ノーマライゼーションや自己決定権の尊重の理念と、財産管理のみならず身上保護も重視されるという国の「成年後見制度利用促進基本計画」の基本的な考え方に基づいて、計画を実行していきます。

計画を実施していく中で、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）を実行するとともに、より効果的に事業を実施していきます。



1 計画内容の周知

本計画に掲げる取り組みを実践、継続していけるよう、広報紙やホームページなどを活用した広報活動を行っていきます。

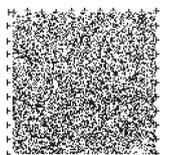
2 関係機関等との連携

成年後見制度の推進にあたっては、関係機関・団体、NPO法人、社会福祉法人、事業者などの様々な主体と品川区・品川社協が協力・連携することが不可欠です。各主体で行われている活動をさらに促進していくために、今後もより一層情報共有や連携を図っていきます。

また、庁内の関係各課における職員一人ひとりが横断的な連携や情報共有を図る意識を持って、成年後見制度を推進するために、関連施策や事業を着実に行っていきます。

2 計画の進行管理

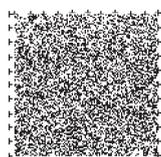
本計画の施策や事業については、学識経験者や法曹関係者、福祉・医療関係者、品川区、品川社協等によって構成される「協議会」で進捗状況の把握および評価を行い、必要に応じて改善・調整等を行います。



資料編

1. 計画策定の経過

	主な取り組み	検討会ほか
2020 (令和2)年9月		• 議会への報告 (策定概要)
10月	• 第1回策定委員会 (10月29日)	• 第1回策定検討会 (10月7日)
11月		
12月		
2021 (令和3)年1月	• 第2回策定委員会 (書面開催)	• 第2回策定検討会 (書面開催) • 議会への報告 (中間案)
2月	• パブリックコメント (2月11日～3月10日)	
3月		• 第3回策定検討会 (3月23日)
4月		
5月		
6月	• 第3回策定委員会 (6月4日)	
7月		• 議会への区民意見報告
8月		
9月		
10月 以降	• 計画期間開始 • 区民意見結果公表	

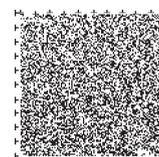


2. 品川区成年後見制度利用促進基本計画策定委員会 委員名簿 (敬称略)

分類	役職	氏名
学識経験者	中央大学法学部 教授 (～2021年3月) 中央大学研究開発機構 教授 (2021年4月～)	〈委員長〉 新井 誠
福祉関係者	社会福祉法人品川区社会福祉協議会 事務局長	大串 史和
	社会福祉法人大田幸陽会 理事	大迫 正晴
	社会福祉法人福栄会 常務理事	金子 正博
民生委員	民生委員協議会 会長	岡村 佐智子
医師	医療法人社団恵泉会荏原中延クリニック 院長	酒井 隆
弁護士	紙子法律事務所 所長	紙子 達子
司法書士	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部品川地区 リーダー	貝瀬 隆男
社会福祉士	社会福祉法人三徳会 荏原特別養護老人ホーム 施設長	小野 亜紀
行政書士	NPO 法人ライフサポート東京 理事長	平松 太郎
市民後見人	NPO 法人市民後見人の会 理事長	古賀 忠壹

3. 品川区成年後見制度利用促進基本計画策定検討会 委員名簿 (敬称略)

役職		氏名	
品川区	福祉部	福祉部長	〈座長〉 伊崎 みゆき
		福祉計画課長	寺嶋 清
		高齢者福祉課長	宮尾 裕介
		障害者福祉課長	松山 香里
		生活福祉課長	櫻木 太郎
	品川区保健所	品川区保健所長	福内 恵子
		荏原保健センター所長	榎本 芳美
社会福祉法人 品川区社会福祉協議会	事務局長	大串 史和	
	品川成年後見センター所長	小佐波 幹雄	
	品川成年後見センター後見第一係長	高橋 愛	
	品川成年後見センター後見第二係長	大友 壽江	

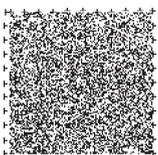


4. 成年後見制度に関する法令等および品川区・品川社協の取り組み

(●国 ◆品川区 ■品川社協)

年代	関連する法令の施行等	品川区・品川社協の取り組み
1995 (平成7)年		■ 財産保全管理サービス実施
2000 (平成12)年	●改正老人福祉法施行 ●改正知的障害者福祉法施行 ●改正精神保健及び精神障害者福祉法施行 ●任意後見契約に関する法律施行 ●介護保険制度創設 ●成年後見制度創設	◆■品川区権利擁護のしくみづくりに関する検討委員会設置
2002 (平成14)年		■ 品川成年後見センター開設 ◆ 区長申立て開始 ■ 法人後見活動開始 ■ 「あんしんの3点セット」*サービス開始
2003 (平成15)年		◆■品川区権利擁護のしくみづくりに関する検討委員会最終報告書
2006 (平成18)年	●改正介護保険法施行	■ 市民後見人養成事業開始 (区内NPO法人と養成講座共催)
2007 (平成19)年		■ 品川社協登録の市民後見人活動開始
2016 (平成28)年	●成年後見制度の利用の促進に関する法律施行	
2017 (平成29)年	●成年後見制度利用促進基本計画閣議決定	
2020 (令和2)年	●意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン策定	
2021 (令和3)年		◆ 品川区成年後見制度利用促進基本計画策定 ◆■中核機関の運用開始

※P.28参照



成年後見制度に関する相談先

品川区社会福祉協議会品川成年後見センター

〒140-0014 品川区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル2階
電話 03-5718-7174 (直通)
FAX 03-6429-7600



品川区成年後見制度利用促進基本計画

発行年月：2021（令和3）年10月
発行：品川区福祉部福祉計画課
〒140-8715 品川区広町2-1-36
電話 03-5742-6914 (直通)
FAX 03-5742-6797

